

## ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

この度、基本構想が目指すまちの姿「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けて、具体的な道筋となる「杉並区総合計画」をはじめとした以下の計画の一部修正案をまとめましたので、皆さんのご意見を伺います。

- 「杉並区総合計画」(令和 6(2024)年度～令和 12(2030)年度)
  - 「杉並区実行計画(第 2 次)」(令和 6(2024)年度～令和 8(2026)年度)
  - 「杉並区区政経営改革推進計画(第 2 次)」(令和 6(2024)年度～令和 8(2026)年度)
  - 「杉並区協働推進計画(第 2 次)」(令和 6(2024)年度～令和 8(2026)年度)
  - 「杉並区デジタル化推進計画(第 2 次)」(令和 6(2024)年度～令和 8(2026)年度)
  - 「杉並区区立施設マネジメント計画(第 1 期)・第 1 次実施プラン」  
(令和 6(2024)年度～令和 12(2030)年度・令和 6(2024)年度～令和 8(2026)年度)
- ※一部修正の対象となる 6 計画の計画体系図は次ページのとおりです。

各閲覧場所に備え付けの意見提出用紙で、ご意見をお寄せください。また、区ホームページから、ご意見を書き込むこともできます。

ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地)、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書きください(お名前・ご住所等の公表はいたしません)。

お寄せいただいたご意見は、各計画の策定に生かすとともに、いただいたご意見(原則全文)は、区ホームページで公表するほか、ご意見の概要とそれに対する区の考え方は、広報すぎなみ、ホームページ等で公表する予定です。

※意見の公表(原則全文)にあたっては、本人が希望しない場合や、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、全部又は一部を除いた形で公表いたします。

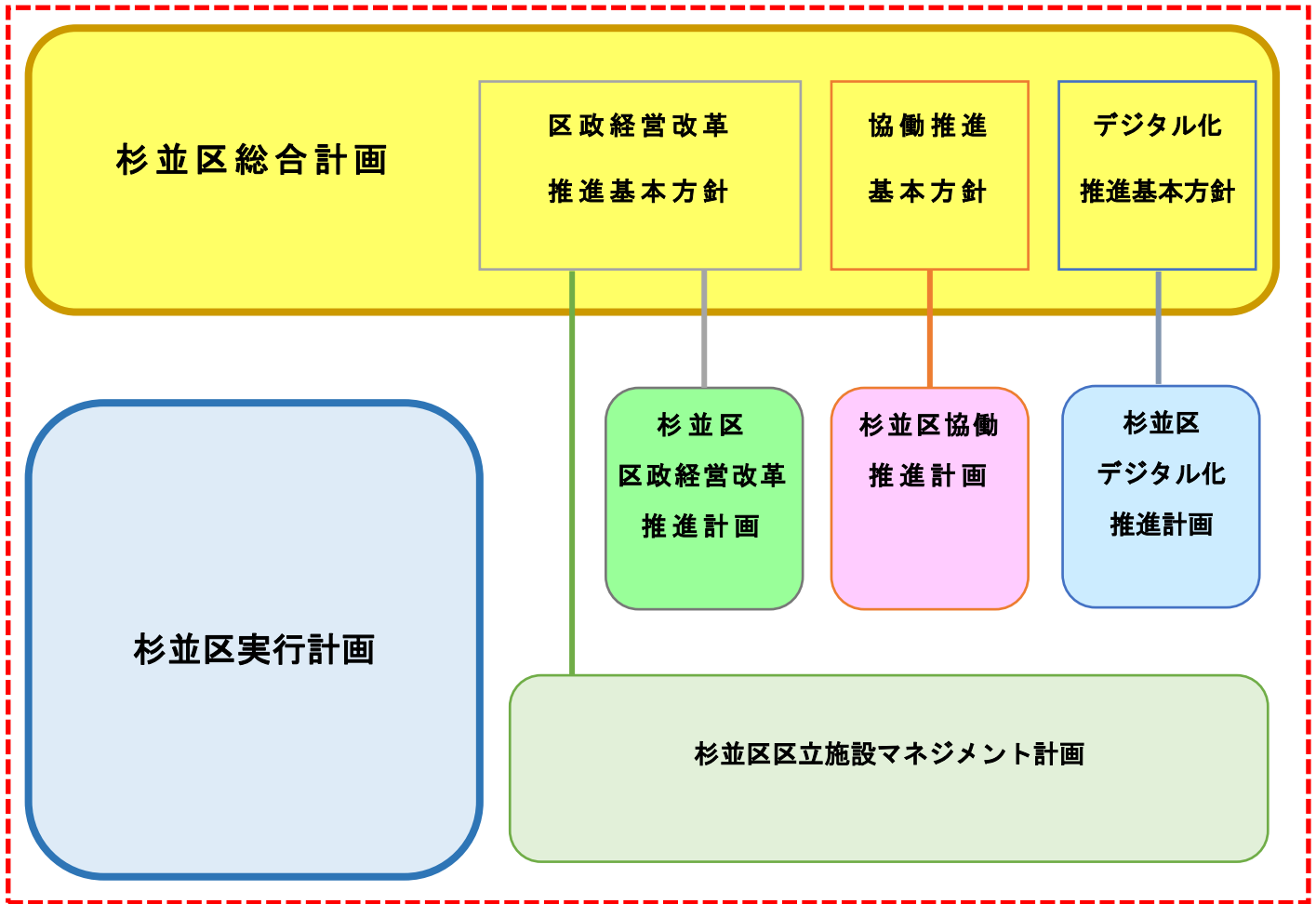
- 【閲覧場所】
- 企画課(区役所東棟 4 階)
  - 情報管理課(区役所東棟 7 階)
  - 区政資料室(区役所西棟 2 階)
  - 各区民事務所
  - 各図書館

でご覧いただけます。

- ◎ 意見提出期間 令和 6 年 1 2 月 3 日(火)～令和 7 年 1 月 6 日(月)
- ◎ 意見提出先 各閲覧場所へ直接提出いただくか、下記宛先へ郵送、ファクス、又は Eメールで送付してください。
  - 【郵送】 〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区政策経営部企画課 宛
  - 【ファクス】 03-3312-9912
  - 【Eメール】 [kikaku-k@city.suginami.lg.jp](mailto:kikaku-k@city.suginami.lg.jp)
- ◎ 区ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>
- ◎ 問合せ先
  - 「総合計画」「実行計画」「区政経営改革推進計画」「協働推進計画」に関すること  
→ 企画課 TEL 03(3312)2111(代表) 内線1413～1417
  - 「デジタル化推進計画」に関すること  
→ 情報管理課 TEL 03(3312)2111(代表) 内線1747～1749
  - 「区立施設マネジメント計画」に関すること  
→ 施設マネジメント担当 TEL 03(3312)2111(代表) 内線1483～1484

# ○計画の体系図

## 杉並区基本構想 おおむね10年程度の区の将来を展望する「羅針盤」



今回一部修正の対象となる6計画